

法学部教育実施状況調査 結果概要（速報）

- ・平成30年度以降に学生募集を継続する法科大学院を設置する大学の法学部等及び平成29年度の法科大学院進学者が4名以上の大学の法学部等、計52校に対して実施。
- ・この調査において「コース」とは、学生の進路希望等に応じて履修する科目を変化させるものであって、以下のようなものが含まれる。
 - －学生の進路希望等に応じて必修科目や選択必修科目を指定することによって必要な科目を受講させるもの
 - －学生の進路希望等に応じた履修モデル等を示すことにより、必要となる科目の受講を推奨するもの

1. コース制の実施状況

- ・38校（73%）がコース制を実施中と回答
 - ・2校（4%）が過去に実施していたが、現在実施していないと回答
 - ・1校（2%）が実施を検討中と回答
 - ・11校（21%）が実施しておらず、実施していたこともないと回答
 - ・コース制を実施している大学（38校）のうち、
 - －7校（18%）がコースに応じた特別な科目を設定していると回答
 - －24校（63%）がコースに応じた特別な科目は設定していないと回答
 - －11校（29%）が履修モデルを示していると回答
- ※複数回答

2-1. コース制の実施理由

- ・学生に体系的・系統的な学修を積ませ、専門的な知見や分析能力等を身に付けさせるため（16校）
- ・学生に幅広い知識・能力を身に付けさせるため（3校）
- ・学生の進路希望・関心に応じた知識・能力を身に付けさせるため（27校）
- ・少人数教育により教育効果を高めるため（5校）
- ・法科大学院教育と一貫的な教育を提供するため（3校）
- ・特定分野の深い学識・能力を身に付けさせるため（3校）
- ・学生の事情に応じた柔軟な履修を可能とするため（1校）

2－2. コース制の廃止理由

- ・法科大学院設置に伴う教育環境の変化のため（1校）
- ・コース制によって非体系的な履修が見られたため（1校）
- ・コース専用科目の評価が一般科目と比べて厳しい傾向があり、コースの志願者が減少したため（1校）
- ・法科大学院への進学希望者が減少したため（1校）

2－3. コース制を導入しない理由

- ・幅広い素養を身に付けさせることを目標としているため（2校）
- ・コアカリキュラムを策定しているため（1校）
- ・学生の主体的・自主的な学修を重視して、幅広い科目を履修できるようにするため（6校）
- ・必要性が認められないため（1校）
- ・コース分けを要するほどの学生規模ではないため（2校）

3. その他

- ・履修モデル以外のコース開始時期は2年当初または3年当初が多く、入学時のものもあるが、4年次から開始される例はない。
- ・コースの分け方としては、進路別となっているものが多く、そのほかには、特に深く学修する分野別となっているものが見られる。
- ・法曹や公務員等の特定の資格に結びついているものの中には、コース選択に定員や成績等の条件を付しているものが見られる。
- ・特別の科目を設定する例としては、以下のようなものがある。
 - －成績要件等で選抜した学生に対して、法律基本科目に相当する科目の応用的授業を10単位～50単位程度提供するもの（法科大学院教員が授業を担当するものも見られる）
 - －選択するコースに応じたテーマの演習を履修させるもの

各大学において実施されているコース制等の例

	設置されているコース等と概要	コースの開始時期	コースを選択する条件	コースを修了する条件	その他
A大学 (特別な科目を設けるコース制①)	法律基本科目に相当する科目について、コース特設の応用的な授業を履修するもの。 ①学部を3年で卒業して法科大学院進学を目指すコース ②法科大学院進学や国家公務員総合職試験合格を目指すコース	①1年後期 ②3年後期	①指定科目の履修、1年前期のGPA2.5以上、25名程度まで ②指定科目の履修、応募多数の場合はGPA等を用いて選抜	①3年間で学部共通の124単位を修得。そのうち、コース特設の科目26単位全てを履修することを強く推奨 ②学部共通の124単位を修得。コース特設の科目を履修することを推奨	①を履修する学生は②にも自動的に登録される。 【コース特設の科目】 応用憲法Ⅰ・Ⅱ、応用民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、応用刑法Ⅰ・Ⅱ、 応用民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、応用刑事訴訟法、応用商法Ⅰ・Ⅱ、応用行政法 (各2単位)
B大学 (特別な科目を設けないコース制)	学生の進路希望に応じて必修科目・選択必修科目を設定するもの(コースに応じた特設の科目は設定しない)。 ①ビジネス法務や公務、マネジメント、研究職を目指すコース(法学系) ②法科大学院進学や法曹、企業等における高度な法律専門職を目指すコース(法学系) ③研究者、ジャーナリストを目指すコース(政治学系)	①～③3年前期	特になし	①必修24単位に加えて選択必修として実定法12単位、基礎法学4単位、政治4単位、経済4単位以上。総計80単位を修得(うち4単位以上は外国語科目) ②必修46単位に加えて選択必修として基礎法学4単位以上。総計80単位を修得 ③必修20単位に加えて選択必修として法学4単位、政治16単位、経済4単位以上。総計80単位を修得	
C大学 (特別な科目を設けるコース制②)	学生がより明確な目標をもって修学可能となるよう、進路・分野別にコースを編成し、各コースに特設の科目を設けるもの。 ①法曹志望者向けのコース ②裁判所職員、司法書士、行政書士志望者向けのコース ③企業の法務部門ほか一般企業志望者向けのコース ④一般企業、国際機関職員、国際業務担当公務員、NGO職員志望者向けのコース ⑤公務員、教員、警察官、NPO職員志望者向けのコース ⑥記者、ジャーナリスト、公務員、NPO・NGO職員、シンクタンク、政治家・政治スタッフ志望者向けのコース	①2年前期 ②～⑥2年後期	①1年次終了時に24単位以上修得、1学年40名以内で選抜 ②～⑥特になし	①～⑥学部共通104単位以上に加えてコース別の選択必修科目から20単位以上の合計124単位以上を修得	【コース特設の科目】 ①法曹入門、発展演習(憲法、民法、刑法、民事訴訟法)、ケースメソッド演習、ライティング演習、実践演習 (各2単位) ②～⑥分野に応じた実践演習 (2単位)
D大学 (履修モデル)	学生の将来の進路希望等に応じて、履修することが望ましい科目を一覧化した履修モデルを示すもの。 ①法曹、法律専門職志望者向けのモデル ②企業・涉外法務専門弁護士、企業内実務家志望者向けのモデル ③公務員、ジャーナリスト、NPO職員、シンクタンク志望者向けのモデル	履修モデルのため無し	履修モデルのため無し	履修モデルのため無し	法曹志望の学生を主な対象として応用民法、応用刑法、応用民事訴訟法、応用刑事訴訟法を開講している。